

仕 様 書

千葉市立幕張若葉小学校開校に伴う厨房機器
納入・据付

千葉市教育委員会

1 目的

この仕様書は、千葉市立幕張若葉小学校の開校に伴う厨房機器の納入・据付について、仕様及び関係事項を定めるものである。

2 品名及び数量

別紙「厨房機器一覧」に記載のとおり

3 納入場所

千葉市立幕張若葉小学校（千葉市美浜区若葉3丁目1番26号）

4 条件

- (1) 厨房機器及び付随品の設計、製作、調達、運搬、搬入据付、一次（施設）側配管配線工事により整備される配管配線類との接続、試運転調整及び諸官庁・関係機関への諸手続き等に関する一切の費用は納入者の負担とする。
- (2) 納入者は、本工事（建築工事・給排水設備工事・電気工事・物品引越等）を実施する工事関係者等及び市と十分に協議を行ったうえで、厨房機器及び付随品の設計、製作、調達、運搬、搬入設置、一次（施設）側配管配線工事により整備される配管配線類との接続、試運転調整及び諸官庁・関係機関への諸手続き等を行わなければならない。

なお、工事関係者及び市との打合せには必ず出席することとし、これに要する一切の費用等は納入者の負担とする。また、工事関係者及び市との協議は、全て日本語により行うこととする。

5 機器仕様等

- (1) 別紙「厨房機器姿図」記載の形状・寸法・材質・能力のとおりとするほか、別紙「厨房機器一覧」に記載の機器毎の基本仕様を満たすものとすること。
- (2) 「学校給食衛生管理基準（文部科学省告示第64号）」の定めに配慮されており、ドライシステムの厨房への対応がなされているものであること。
- (3) 納入完了後、修繕・保守部品の供給を10年以上受けることが可能な機器であること。
- (4) 安全性・作業性能ともに高く、関係法令に適合した機器であること。

6 機器の搬入・据付等

- (1) 機器の搬入前に、市及び工事関係者等と十分な協議を行ったうえで、機器の搬入経路、配置場所、配管配線類の詳細な立ち上げ位置、電気・ガス容量等を確認し、機器据付けの際に不具合が生じないようにすること。
- (2) 機器の搬入の際には、床・壁等を傷めることのないよう、納入者にて十分な養生を

行うこと。また、万一、床・壁等の施設やその他の設備を汚損・破損した場合には、速やかに市に報告し、納入者の負担において原状に回復させること。

- (3) ガス工事・電源接続工事が必要な機器を据え付ける場合には、適切な工事技術を持つ者が行うこと。
- (4) 機器の搬入・据付に伴い発生した残材等は納入者の負担において処分すること。
- (5) 同等品での入札を行った場合において、機器の搬入・据付に伴い、機器の追加工や、施設への追加工事等の必要が生じた際には、納入者の負担において一切の対応を行うこと。

7 同等品での入札

別紙「厨房機器一覧」に例示された機器以外のもの（同等品）で入札する場合には、以下の条件を満たすものを選定すること。

- (1) 「厨房機器一覧」に記載の機器ごとに基本仕様を全て満たすこと。
- (2) 本工事（建築工事・給排水設備工事・電気工事等）により完成する給水・給湯・ガス・排水の配管類及び電気設備と問題なく接続が可能なものであること。（現場は「厨房機器一覧」に例示された機器を基に設計されており、これにあわせて建築工事・給排水設備工事・電気工事等も実施される。）
- (3) ガス接続・電気接続が必要な機器については、「厨房機器一覧」に記載のガス・電気消費量を超えないものであること。
- (4) 別紙「機器配置図」に記載の場所へ、問題なく搬入・据付が可能な寸法であること。
（「厨房機器一覧」に例示された機器は、現場に適合する寸法であり、問題なく搬入・据付が可能なものである。）
- (5) 能力や材質等が「厨房機器一覧」に例示された機器と同等以上と認められること。
- (6) 板金製品については、別紙「板金製品共通仕様書」に記載の事項を満たすこと。

また、同等品での入札を行う場合には、機器単品図やカタログの写し等を提出のうえで、事前に千葉市教育委員会学校教育部保健体育課へ相談し、承認を得ること。事前の相談がない場合、及び同等品としての承認が得られなかった場合には、「厨房機器一覧」に記載された機器により入札するものとする。

8 納入期限

令和8年3月6日（金）

ただし、納入・据付を可能な限り早く完了し、3月末までには試運転調整及び取扱い説明を完了すること。

9 検査

納入検査の際には、納入した機器を熟知した責任者が立ち会うこと。

10 試運転調整及び取扱い説明

- (1) 試運転調整の日時や方法等については、市と協議の上、実施すること。
なお、試運転調整に係る一切の費用は、納入者の負担とする。
- (2) 試運転調整実施の際に、故障・異常・製品の汚損、破損等不具合が発見された場合は、速やかに納入者の負担において対応すること。
- (3) 日本語による取扱い説明を市及び各学校と調整の上実施すること。
なお、これに伴い発生する一切の費用は、納入者の負担とする。

11 保証

- (1) 納入完了日から起算して1年間を保証期間とする。
- (2) 機器の製造過程での不良や、据付けの際の不備等が原因で、機器が所定の性能を発揮しない場合には、市がその事実を知った日から1年以内の期間に限り、納入者の負担において点検整備、改造、修理、部品交換等を行うこと。

12 その他の注意事項

機器の納入に伴い、火を使用する設備等設置届の提出が必要となる場合には、所轄の消防署にて手続きを行うこと。

13 提出書類

日本語表示により作成した下記書類を1部ずつ（原則としてA4縦型、書類数の多いものはファイル綴じとする）提出すること。

- (1) 工程表
 - (2) 納入機器単品図（付属品を含む）
 - (3) 取扱説明書
 - (4) 完成写真
 - (5) 納品書
 - (6) その他市が指示するもの
- ※ (1) については契約締結後速やかに提出すること。